

「多摩市母子保健・児童福祉一体的相談支援体制再編検討委員会」の検討状況について

母子保健・児童福祉の一体的相談支援体制再編について、現在の検討状況について報告する。

経過

- 令和4年 8月 庁内でプロジェクトチーム（PT）を設置
同 11月 子ども・子育て会議にてPT設置について報告
令和5年11月 子ども・子育て会議にて改正児童福祉法及びこども家庭センター設置について、こども家庭庁が示している内容について報告
令和5年11月 こども家庭庁よりQ & Aが発出され、一部内容に変更が生じていたことから、直接国へ聞き取りを行いながら、こども家庭センターの設置要件を満たす方法を検討。

こども家庭センター設置に係る課題

- ・ 設置要件の中に、「統一的名称を称すること」があり、現在の子ども家庭支援センターと、健康センター母子保健担当が、場所が離れている場合も両方とも「こども家庭センター（又はそれに類する統一的名称）」を名乗る必要がある。
- ・ 場所が離れている中で、こども家庭センター長の指揮命令のもとに事業を進めていくことについて、引き続き精査が必要である。
- ・ 令和8年度までに「こども家庭センター」を設置しない場合、現在の国庫補助が受けられなくなる。

今後について

- ・ 令和6年3月に正式なガイドラインや要綱が国から示される予定。
- ・ 令和7年4月のこども家庭センター設置を目指し、PTにて引き続き検討を進める。